

申出において「3,000円×50人」の基準を適用する場合は、このチェック表を記載し、提出してください。
 ※適用しない基準のチェック表(第2表)は記載及び提出する必要はありません。

基準等チェック表 (第2表 3,000円×50人用)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
-----	----------------	--------	--------------------

2 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である判定基準寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること

チェック欄
○

【留意事項】

○判定基準寄附者とは、次のいずれかに該当する個人（法人及び団体等個人でないものは除きます。）のうち、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除くものをいいます。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内で在勤し、又は在学する者
- (3) 市内において特定非営利活動その他の公益的活動を行っている者

○算定対象となる寄附金は、対価性がなく、任意性があり、寄附者の住所と氏名が明らかなものに限ります。会費のうち、総会での表決権以外に対価性のない正会員の会費や、対価性がなく、任意性がある賛助会費等は寄附金とみなします。

実績判定期間内の各事業年度	自	①	②	③	④	⑤
		令和4年4月1日	令和5年4月1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	至	令和5年3月31日	令和6年3月31日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年3,000円以上の判定基準寄附者の数が50人以上である		はい <u>いいえ</u>	<u>はい</u> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者名簿の名寄せは事業年度ごとに行っていますか。
- 正会員・賛助会員（役員を除く）の会費や現物寄附を算定に加えていますか。
- 年間の寄附金等の合計額が3,000円未満の者、個人以外のもの（法人・団体等）、役員、役員と生計を一にする者を寄附者数から除いていますか。
- 市内在住・在勤・在学でなく、市内で公益的活動を行っていない者を寄附者数から除いていますか。
- 任意性のない寄附金等及び対価性のある会費等を算定から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の判定基準寄附者の数が年50人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均50人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の判定基準寄附者の数	①	②	③	④	⑤	合計	
		41人	60人	人	人	人	A
実績判定期間の月数						B	24月
(注) 1月未満の端数がある場合は、1月に切り上げます。							

$$\frac{\text{実績判定期間の年3,000円以上の判定基準寄附者数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A}{B} \times 12 \geq 50 \text{人}$$

101人 × 12 = 50.5人 ≥ 50人

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（基準等の特例を申請する法人は3年、初めて指定NPO法人になる法人はどちらの場合も2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
 したがって、例えば、3月決算法人が令和4年7月に申出書を提出し、初めて指定NPO法人になる場合、令和2年4月1日～令和4年3月31日となります。

【添付書類】

- ・ 判定基準寄附者数の根拠資料「根拠資料としての寄附者名簿」を作成し、添付してください。

基準等チェック表（第2表 3,000円×50人用）記載要領

項目	記載要領	注意事項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「@」～「◎」の各欄に記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年3,000円以上の判定基準寄附者の数が50人以上である場合は下欄の「はい」、50人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、判定にあたっては、チェック欄の事項にご注意ください（確認後は、□に✓を記入してください。）。</p>	<p>判定基準寄附者の数の算出にあたっては、基準等チェック表の【留意事項】及び下記の表「算定対象となる寄附金及び寄附者の条件」を参考とし、次の点に注意してください。</p> <p>1 根拠資料としての寄附者名簿の作成について</p> <p>(1) 事業年度ごとに同一人物の寄附金等を合算（名寄せ）してください。また、受領年月日の情報は不要です。</p> <p>(2) 「在勤・在学者」は勤務先・通学先の名称と所在地を記載してください。</p> <p>(3) 「公益的活動を行っている者」は、指定を申し出た法人の会員として市内での活動を実際に継続的に行っていることなどを具体的に記載してください（市内在勤・在学者に準じる程度の地域への関与があり、申出法人が説明できる場合に限りです）。</p> <p>2 寄附金の任意性・対価性について</p> <p>一律に徴収した寄附など任意性のないものは算定対象となりません。寄附金に任意性があるか確認するため、寄附を募った際の資料の提出を求める場合があります。</p> <p>また、会費を払って法人の事業サービスを受けたり、運営する施設等を利用したりする場合の会費（いわゆる利用会員の会費等）は、正会員の会費と異なり、本市の条例指定制度においても対価性があるとみなされますので、寄附金として算入することはできません。</p> <p>3 現物寄附の算定について</p> <p>換金額又は受入評価額が記載された帳簿等に基づいて審査会において算定の可否を判断します。</p>
「年3,000円以上の判定基準寄附者の数」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が3,000円以上の判定基準寄附者の数を、「@」～「◎」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	<p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年3,000円以上の判定基準寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p>
「実績判定期間の月数」欄	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、1月未満の端数がある場合は1月に切り上げます。</p>

(参考) 算定対象となる寄附金及び寄附者の条件

判定基準寄附者	<p>次のいずれかに該当する個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者 ・市内で在勤し、又は在学する者 ・市内において特定非営利活動その他の公益的活動を行っている者 <p>※役員、役員と生計を一にする者を除く ※生計を一にする者は合わせて1人とみなす</p>
算定対象寄附金	<p>対価性がなく、任意性があり、寄附者の氏名と住所が明らかなもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附金 ・会費（※正会員の会費、賛助会費） ・現物寄附

※ 正会員が負担する会費については、認定制度の絶対値基準の判定では、総会での表決権等に対価性を有するとされるため、算定に含めることはできません。一方本市の条例指定制度では、法人の活動に参画していることに着目し、その会費を算定に含めることができます。ただし、表決権以外に会員特典等がある場合には、審査会においてそれらの対価性について審議し、算定対象とするかどうか判断します。